



■ 最近の雇用情勢 平成 29 年 2 月	1
■ 平成 29 年 2 月末現在の労働災害発生状況	1
■ 平成 29 年度行政運営方針を策定	2
■ 愛知県雇用対策協定に基づく平成 29 年度事業計画を策定	3
■ 「職場見学バスツアー農業編」を開催	4
■ STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン	4
■ 主なイベントの予定	4

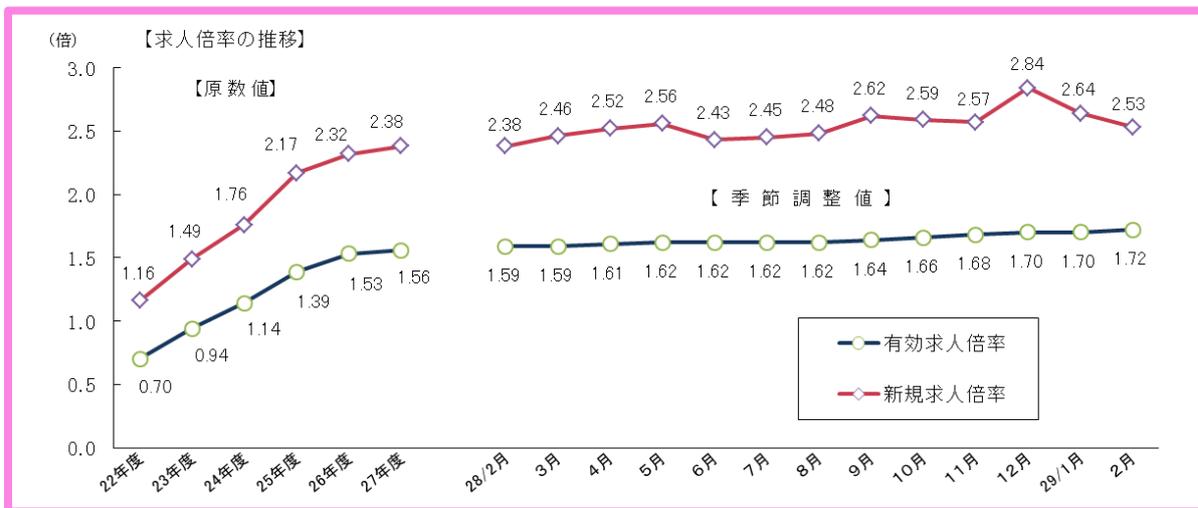


## 最近の雇用情勢 平成 29 年 2 月

職業安定課  
☎052-219-5578

### 有効求人倍率は 2 か月ぶりに上昇 緩やかな改善が続く

- 有効求人倍率（季節調整値） 1.72倍 対前月+0.02ポイント
  - ・ 2 か月ぶりに前月を上回った。
  - ・ 有効求人数は増加（前月比 0.4%増）、有効求職者数は減少（前月比 0.8%減）。
- 新規求人倍率（季節調整値） 2.53倍 対前月-0.11ポイント
  - ・ 2 か月連続で前月を下回った。
  - ・ 新規求人数は減少（前月比 1.0%減）、新規求職者数は増加（前月比 3.2%増）。
- 正社員有効求人倍率（原数値） 1.36倍 対前年同月+0.18ポイント



## 平成 29 年 2 月末現在の労働災害発生状況

安全課  
☎052-972-0255

業種	年別	平成28年	平成27年同期	平成27年同期比	増減率
製造業		1,866 ( 8 )	1,874 ( 6 )	-8 ( 2 )	-0.4
建設業		631 ( 7 )	659 ( 16 )	-28 ( -9 )	-4.2
陸上貨物運送事業		833 ( 6 )	896 ( 9 )	-63 ( -3 )	-7.0
小売業		682 ( 3 )	638 ( 3 )	44 ( 0 )	6.9
通信業		157 ( 0 )	128 ( 0 )	29 ( 0 )	22.7
社会福祉施設		327 ( 0 )	292 ( 0 )	35 ( 0 )	12.0
飲食店		266 ( 1 )	252 ( 1 )	14 ( 0 )	5.6
清掃・と畜業		329 ( 2 )	312 ( 3 )	17 ( -1 )	5.4
上記以外の事業		1,152 ( 12 )	1,190 ( 7 )	-38 ( 5 )	-3.2
<b>合計</b>		<b>6,243 ( 39 )</b>	<b>6,241 ( 45 )</b>	<b>2 ( -6 )</b>	<b>0.0</b>

※( )内は死亡者数で内数である。



平成 28 年発生労働災害の平成 29 年 2 月末速報値における死亡災害は全産業で 39 人で、前年同期より 6 人の減少となっています。うち、建設業では 7 人となり、3 月末の確定値でも初めて一桁となることを見込まれます。

休業 4 日以上死傷災害は 6,243 人で、前年同期より 2 人増となっています。事故の型別に見て、転倒災害が 1,327 人（前年同期比 35 人増）で、死傷災害の中で一番多い事故の型となっています。次いで多い事故の型である墜落・転落による災害は 1,072 人（前年同期比 14 人増）、三番目に多い、はさまれ・巻き込まれ災害は 887 人（前年同期比 59 人減）となっています。

## 5 項目を最重点課題に掲げ、労働局一丸となり取り組みます

～平成 29 年度行政運営方針を策定～

企画課  
☎052-972-0252

この度、愛知労働局は、「平成 29 年度行政運営方針」を策定しました。

以下のとおり 5 項目を最重点課題とし、地方自治体、労使団体、関係機関とも連携を図り、効果的・効率的な行政運営に取り組んでまいります。

### 働き方改革に関する課題

#### 基本方針

女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の一億総活躍社会を実現することが重要である。そのため、長時間労働の是正や女性の活躍推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等といった「働き方改革」を推進します。

#### 目標

長時間労働は、仕事と子育てなどの家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因や女性のキャリア形成、男性の家庭参画を阻む原因です。労働の質を高めることにより多様なライフスタイルを可能にし、生産性の向上を目指します。女性が自らの希望で活躍できる社会づくりを目指します。また、男女問わず、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた働き方の実現を目指します。

### 非正規対策に関する課題

#### 基本方針

非正規雇用については、正規雇用と比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ないといった課題があり、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少が見込まれる中、雇用情勢が着実に改善しているこの時期を捉え、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善を強力に推進します。

#### 目標

非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の実現に向け、地方公共団体との連携を図りながら、平成 28 年度に策定した「愛知県正社員転換・待遇改善実現プラン」（5 か年計画）に掲げる目標の達成を目指します。

### 障害者雇用対策に関する課題

#### 基本方針

障害者雇用については、障害者実雇用率、法定雇用率達成企業割合は過去最高を更新したものの、全国値を下回る状況であることから、地方自治体、就労支援機関、医療機関、教育機関等各関係機関と連携を密にし、一層の雇用促進対策を推進します。  
求職者が増えており、雇用率の算定が検討されている、精神障害者の雇用機会・定着支援の充実強化を推進します。

#### 目標

企業に対し、ハローワークにおける障害求職者の職務能力や障害特性の理解促進を図るとともに、地域の各関係機関が持つポテンシャルとハローワークが持つポテンシャルを包括的に組み合わせることによって、愛知における障害者実雇用率の向上を目指します。

### 過重労働防止対策に関する課題

#### 基本方針

働くことにより労働者が健康を損なうようなことがあってはならないものであることから、過労死等ゼロを目指した取組を推進します。

#### 目標

長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底、ストレスチェック制度の適正な実施の確保などに取り組みほか、自己申告制のみによる労働時間管理方法の見直しや時間外労働時間を削減するよう 36 協定における延長時間の見直し等による長時間労働を前提とした労働慣行からの転換を目指します。  
また、事業場におけるメンタルヘルス対策の理解度に応じた取組を促進することにより、メンタルヘルス指針に定める 4 つのメンタルヘルスケアに取り組む事業場の拡大を目指します。

### 労働災害防止対策に関する課題

#### 基本方針

本来、労働災害はあってはならないものであるが、愛知労働局管内では休業 4 日以上の死傷災害による被災者が年間 6,000 人を超えており、とりわけ小売業、社会福祉施設、飲食店を始めとする第三次産業においては災害が年々増加する傾向にある。  
労働災害を防止するためには、事業場における安全管理活動の活性化、安全衛生教育の確実な実施等が重要である。また、災害原因としての危険源に着目し、残留リスクがあることを認識し、そのリスクレベルに応じた効果的な労働災害防止対策が講じられるよう、「論理的な安全衛生管理」の考え方の周知及び普及・定着を図るなど、安全衛生水準の向上を図るための取組を推進します。

#### 目標

第 12 次労働災害防止推進計画に定める目標の達成に向けて、  
・死亡災害について、平成 29 年に 40 人を下回ることを目指します。  
・休業 4 日以上の死傷災害について、平成 24 年を基準として平成 29 年に 15%以上減少させることを目指します。

愛知労働局と愛知県は、平成 28 年 8 月 22 日に締結した、愛知県雇用対策協定に基づく平成 29 年度事業計画を策定しました。

具体的には、人手不足分野や次世代成長産業に向けた人材育成・人材確保、国が行う無料職業紹介等と県が行う業務の一体的実施の取組、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組、若者や女性の雇用・活躍を推進するための企業への働きかけ、障害者の法定雇用率達成や雇用拡大に向けたそれぞれの役割分担による企業に対する働きかけなどの取組が求められるところであり、愛知労働局と愛知県がそれぞれの強みを発揮しながら、一体となって雇用対策を推進してまいります。



## 平成29年度の重点取組



### ◇働き方改革◇

- ☆ 地域の経済団体・労働団体のトップや、管内のリーディング企業および働き方改革の取組が必要な業種の企業の経営トップ等に対して働き方改革に向けた働きかけを実施する。働きかけを行った企業のうち、他の企業の取組の参考となる事例については、愛知労働局ホームページ等で情報発信する。
- ☆ 県内一斉ノー残業デーの実施など、地域を挙げた取組を進めるとともに、企業の職場環境を改善する取組を支援し、ワーク・ライフ・バランスを促進する。

### ◇人材育成・確保◇

- ☆ 平成 31 年度に開催する技能五輪全国大会、平成 32 年度に開催する技能五輪全国大会・全国アビリンピックの開催準備や 2023 年の技能五輪国際大会の招致に向けて、連携して推進するとともに、ハローワーク等を通じた PR を積極的に行い、「ものづくり愛知」の基盤を支える人材育成の機運を醸成する。
- ☆ ハローワークの全国ネットを利用し、愛知ブランド企業の PR など「ものづくり愛知」の情報発信を始め、製造業を中心とした求人情報を積極的に提供する。

### ◇女性の活躍促進◇

- ☆ 女性の活躍に向けた取組を促進するため、社会保険労務士やキャリアコンサルタント等の女性の活躍促進コーディネーターを企業に派遣し、アドバイスや情報提供を行う。
- ☆ 女性の活躍促進における先進的な取組事例等の情報を共有するとともに、これらを活用・情報発信することにより、300 人以下の中小企業に対し、行動計画の策定を促し、女性活躍に向けた取組を支援する。

### ◇障害者・がん患者等の活躍推進◇

- ☆ 障害者雇用を促進するため、障害者を初めて雇用する中小企業に対し奨励金を支給するとともに、障害者雇用企業の見学会・情報交換会・働く障害者同士の交流会等を実施する。
- ☆ 障害者雇用率の達成に向け、労働局と愛知県が連携し、地域のリーディング企業や規模の大きい企業に対して、雇用要請を行う。
- ☆ 企業トップに対する啓発、好事例の紹介、障害者個々の能力や適性に関する情報提供等を実施し、障害者雇用を促進する。
- ☆ がん等、長期の療養を必要とする労働者が、個別相談・個別支援等のサービスを活用し、治療と職業生活の両立を実現できるよう、連携した両立支援の取組を促進する。

### ◇地域活性化雇用創造プロジェクト事業による雇用機会の創出◇

- ☆ 自動走行など自動車の先端ビジネスの創出や愛知ブランド企業の競争力強化など、本県の強みを活かし、更なる競争力の向上を通じて雇用を創造するとともに、非正規雇用の正社員転換や首都圏からの U I J ターンを促進することにより、産業人材の育成・確保を図る。
- ☆ 職場環境の改善について、問題意識を抱きつつも具体的な解決策を見いだせないでいる県内の企業に対し、社会保険労務士等をアドバイザーとして派遣し、企業が抱える問題の解決を図り、人材確保と就労を支援する。

## 組織名称変更のお知らせ

訓練室 052-688-5755

平成 29 年 4 月 1 日から

「職業安定部 地方訓練受講者支援室」は「職業安定部 訓練室」に組織名が変わりました。

業務内容（職業訓練の周知、受講者の就職支援等に関すること、求職者支援制度の訓練実施奨励金業務等に関すること）・連絡先等の変更はありません。

## 農業経営者の熱い思いよ届け！

～「職場見学バスツアー農業編」を開催～

職業対策課  
☎052-219-5507



3月2日の小雨まじりの曇り空の下、農業で働くことへの動機付けや農業分野に対する理解の向上を図るための取組みとして、農業に興味を持つ求職者等を対象に「職場見学会」を開催しました。

見学先となった有限会社小笠原牧場（酪農）、株式会社ナカセ農園（ハウス栽培）、有限会社千姓（露地栽培、水稻栽培）の各経営者からの熱い思いを交えた説明を熱心に聞きながら、実際の現場を見学した22名の参加者からは、「現場を直接見られて大変参考になった」、「農業分野での就職のイメージが具体的に変わった」等の声が寄せられました。

## 就業中の熱中症は屋内でも要注意！

～STOP!熱中症 クールワークキャンペーン～

健康課  
☎052-972-0256

愛知県内では就業中の熱中症により、過去10年間で16人、平成28年も1人が死亡しています。

熱中症は、暑熱な場所での作業に従事し始めてから数日の間を中心に、屋内外を問わず発生しています。屋内であっても、空調設備のない屋内作業場や通風の不十分な倉庫などで日照による室温上昇を招く環境下では、日差しが強くなる春先からでも発生しています。



“熱中症予防の基本的対策のためWBGT値（暑さ指数）や  
気象予報値を活用し対策を実施しましょう。”

- キャンペーン準備期間：4月
- 実施期間：5月1日から9月30日
- 重点取組期間：政府全体の取組である熱中症予防強化月間の7月

作業者は、体調異常を感じたらすぐ管理者に申し出ましょう。  
管理者は、体調異常を申し出た作業者を放置しないで、直ぐに医療機関へ。

愛知労働局版熱中症予防対策  
パンフレットはホームページから  
<http://cms.jsite.mhlw.go.jp/terminal15/var/rev1/0117/7108/20173179291.pdf>

## 主なイベントの予定

4月～5月初旬

4/6 (木)	10:00～11:30	特定労働者派遣事業許可申請説明会（旧特定労働者派遣事業主向け）	愛知労働局広小路庁舎 14階 共用会議室	需給調整事業部 052-219-5587
4/13 (木)				

編集・発行 愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課  
〒460-8507 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号（名古屋合同庁舎第2号館2階）  
TEL (052) 972-0252 FAX (052) 961-5798  
<ホームページ> <http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>